

令和 5 年 4 月
播 磨 町

現場代理人及び技術者の取扱いについて

播磨町が令和 5 年 4 月 1 日以降に発注する工事に配置予定の現場代理人の常駐及び技術者に係る取扱いについて、下記のとおり取扱うものとします。

1 現場代理人について

現場代理人については、工事現場への常駐が義務付けられているところですが、通信手段の発達により工事現場から離れていても発注者と直ちに連絡をとることが容易になってきていることから、次の条件を全て満たす場合に限り、現場代理人の兼務を 2 件まで認めます。

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満であること。
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも播磨町内の工事現場であること。
- ③ 公告等において、現場代理人常駐（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ④ 他の工事で選任を要する主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ⑤ 従事する現場代理人が、営業所における専任の技術者でないこと。
- ⑥ 携帯電話の利用等により、発注者と常に連絡が取れる状態を確保し、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないこと。

2 主任技術者の兼務について

建設工事の技術者が不足していることを考慮し、次の（1）又は（2）の場合について、主任技術者の兼務を 2 件まで認めます。

（1）主任技術者の専任を要しない工事の場合

- ① 兼務しようとする工事が、いずれも契約金額が 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）未満であること。
- ② 兼務しようとする工事が、いずれも播磨町内の工事現場であること。
- ③ 公告等において、技術者等の専任（兼務不可）の条件が付された工事でないこと。
- ④ 他の工事で専任を要する技術者等又は常駐を要する現場代理人でないこと。
- ⑤ 配置予定技術者が、営業所における専任の技術者でないこと。

(2) 技術者等の専任を要する工事

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- ②工事現場がいずれも播磨町内の工事現場で、同一の場所又は隣接する場所で施工するものであること。
- ※この場合、複数工事を一の工事とみなした取扱いとなるため、複数工事に係る下請け金額の合計を4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上とするときは、監理技術者を設置しなければなりません。

3 現場代理人と主任技術者の兼務ができる件数の制限について

現場代理人は2件、技術者等も2件の兼務が認められますが、1人につき兼務できる工事現場の数は2か所までとします。（1つの工事について、現場代理人と主任技術者を兼務する場合、工事現場の数は1か所と数えます。）

【例1】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場2か所

兼務可 ○

	工事①	工事②
現場代理人	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A

【例2】

現場代理人の兼務2件、主任技術者の兼務2件、工事現場3か所

兼務不可×

	工事①	工事②	工事③
現場代理人	従業員C	従業員A	従業員A
主任技術者	従業員A	従業員A	従業員B

工事③の現場代理人に従業員Aを配置することはできません。

4 営業所における専任の技術者の取扱いについて

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。

(1) 現場代理人との兼務について

営業所における専任の技術者は、営業所における専任義務があるため、契約金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の工事については、現場代理人としての工事への従事を1件のみ認めるものとします。（工事の兼務は認めません。）

(2) 主任技術者との兼務について

下記の要件をすべて満たす場合、営業所における専任の技術者は、専任を要しない工事の主任技術者として1件のみ配置を認めるものとします。(工事の兼務は認めません。)

- ①当該営業所において、請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場の職務に従事しながら、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
※「近接」とは、工事現場と営業所がいずれも播磨町内である場合に限る。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④当該工事の専任を要しない技術者等であること。

(3) その他

営業所における専任の技術者は、契約金額4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の工事のほか、現場代理人の常駐及び主任技術者の専任を要する工事について、当該工事の現場代理人及び技術者等になれません。

5 監理技術者補佐の取扱いについて

建設業法の改正により、監理技術者の職務を補佐するものとして、監理技術者補佐が新設されました。監理技術者補佐を配置する場合、当該工事の管理技術者は特例監理技術者となり、特例監理技術者は2件の工事を兼務することができます。

(1) 現場代理人との兼務について

現場代理人は現場への常駐義務が課せられているため、監理技術者補佐を配置する工事においては、監理技術者補佐は現場代理人との兼務を認めますが、特例監理技術者は現場代理人を兼務することはできません。

(2) 営業所専任技術者との兼務について

監理技術者補佐は現場への専任義務があるため、営業所における専任の技術者は、監理技術者補佐となれません。

6 注意事項

(1) 兼務の取消し

工事現場の運営又は安全管理等に支障が生じたこと等により、現場代理人又は主任技術者の兼務が不相当であると発注者が判断した場合は、兼務の取消しを行いますので、受注者は別の現場代理人又は主任技術者を速やかに配置してください。

(2) 建設業法の順守

当初、現場代理人の兼務を認めた工事で、変更契約により契約金額 4,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めます。ただし、現場代理人が技術者等を兼務している場合は、播磨町の取扱いとは別に、当該技術者等は建設業法の規定による「専任義務」が発生しますので、建設業法違反とならないよう、当該工事又は兼務している工事のいずれかに新たな技術者を配置してください